

各位

SMB Cコンシューマーファイナンス
健康保険組合理事長 植松 篤

令和8年度保険料率及び平均標準報酬月額の決定について

令和8年2月19日に開催された健康保険組合 組合会において、令和8年度健康保険料率が下記のとおり承認されましたので公告します。また、令和7年9月30日における平均標準報酬月額も併せて公告します。

記

1. 令和8年度保険料率

- ① 一般保険料率 91.000/1,000 (令和7年度と同様)
- ② 調整保険料率 1.300/1,000 (※1. 令和7年度と同様)
- ③ 介護保険料率 20.000/1,000 (令和7年度と同様)
- ④ 子ども・子育て支援金 2.300/1,000 (※2. 令和8年度より開始)

※1. 調整保険料率は、健康保険法施行令第67条第3項の規定に基づき、毎年見直しが実施されます。見直しにより保険料率の増減が発生します。

※2. 子ども・子育て支援金率は、子ども・子育て支援金制度に基づき、令和10年度までに段階的な引き上げを予定しております。

- 一般保険料率の負担割合は、当健康保険組合同規約の定めにより事業主が100分の55を負担し、被保険者は100分の45を負担とします。
- 調整保険料率、介護保険料率および子ども・子育て支援金率の負担割合は、当健康保険組合同規約の定めにより、事業主と被保険者は1対1とします。

2. 平均標準報酬月額

健康保険法第47条の規定により、SMB Cコンシューマーファイナンス健康保険組合の令和7年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額は、523,048円(第31等級 標準報酬月額530,000円)であります。

※2. 令和7年度の平均標準報酬月額は、506,179円(第30等級 標準報酬月額500,000円)であります。

3. 適用開始日：令和8年3月1日

※子ども・子育て支援金のみ令和8年4月1日

以上